

令和 6 年第 1 1 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 6 年 1 1 月 2 5 日)

召集年月日 令和6年11月25日（月）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和6年11月25日 午後4時00分

閉会 令和6年11月25日 午後4時16分

出席委員（11名）

1 番 細川正博	2 番 松尾豊（会長）	4 番 岩崎誠一
5 番 桑田一広	6 番 森和哉	7 番 谷口新市
9 番 松井厚雄（職務代理）	10 番 早川直助	11 番 塩野鐘吉
14 番 國久博一	13 番 古池洋子	

欠席委員（3名）

3 番 渡邊典子	8 番 松尾光繁	12 番 小原悟
----------	----------	----------

出席事務局

局長 小西守	次長 門野幸文	書記 木村光宏
		中塚淳子

提出議案

議案第38号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転
許可申請審議について

報告第3号 事業計画（転用許可不要案件）について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和6年第11回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
3番 渡邊委員、8番 松尾委員、12番 小原委員の3名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております1議案1報告を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和6年第11回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてではありますが、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 10番 早川委員さんと 13番 古池委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第38号は、〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第38号資料説明)
申請地は、譲受人が所有する農地に隣接する農地で、現在畑として管理されており、譲受人である〇〇氏が畑として使用される計画です。
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 はい、議長。
こちらは20日に塩野委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は譲受人が所有する農地と隣接する農地であり、〇〇氏が営農できると確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第38号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程 2 議案第 38 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程 3 報告第 3 号 事業計画について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
報告第 3 号は、〇〇の申請地に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が電力線張替工事のため、電線ドラム等の資材置場として使用するものです。
詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(報告第 3 号資料説明)
資料 6 ページをご覧ください。
報告第 3 号は、農地法第 5 条 1 項第 7 号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、転用許可不要の場合となります。具体的には、その下に記載の農地法施行規則のとおりです。
資料 8 ページをご覧ください。今回の案件は、電力線張替工事のため、電線ドラム等の資材置場として使用するものです。
なお、電力線張替工事は 12 月から令和 7 年 9 月末までの予定とのことです。

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

松井委員 残りの圃場への進入路は確保されているのか。

局長 〇〇〇〇〇に質問事項と利用効果や周囲への影響が出ないようにお伝えさせていただきます。

議 長 他にご意見・ご質問がないようですので、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。